

公益認定等委員会 だより

リニューアル
第4号(その11)
平成24年
3月1日発行



みちのく未来基金

(事務局から)
3月11日で東日本大震災の発災から丸一年となります。これまでに、公益法人三五二法人、移行した一般法人一〇一法人、特例民法法人一五五一法人が、積極的に復興支援活動に取り組んでいただいております。改めて感謝申し上げます。

<目次>

- P2 公益法人の復旧・復興支援活動
- P3 公益法人活動紹介
～⑤(公財)みちのく未来基金～
- P4 公益法人活動紹介
～⑥(公社)東日本大震災雇用・教育・健康支援機構～
- P6 東日本大震災復興関連寄附税制について
- P8 申請サポートに関する情報

内閣府への申請状況 (平成24年2月29日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	1632	335	1205	92
移行認可	1184	362	781	41
新規認定	132	29	84	19

移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行
移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行
新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行

公益法人の復旧・復興支援活動

昨年3月11日の東日本大震災の発災後、民間の自発的な復旧・復興支援活動が行われている中で、公益法人が、それぞれの知識や経験、また資金を活用し、中心的な役割を果たしていただいていることに敬意を表するとともに改めて感謝申し上げます。（各法人の具体的な活動については、ホームページ「公益法人information」の東日本大震災関連情報参照）また、「公益認定等委員会だより」（その8～本号）において、法人の活動事例をいくつかご紹介させていただいております。

震災の発災以降、公益認定等委員会としましても、復旧・復興支援活動は正に公益活動であることから、公益法人の積極的な活動を期待し、3月31日にメッセージを発出させていただくとともに、何か震災に向けた活動を行うにあたって、一定の手続きが必要な場合には、迅速に対応させていただいてきております。（下記「主な審査事例」参照）

被災地の復興には、息の長い支援が必要と考えておりますので、引き続き、各公益法人におかれましては、被災地の声に耳を傾けていただき、積極的な活動をお願いいたします。委員会としましても、その一助となれるよう取り組んでまいります。（内閣府公益認定等委員会）

公益法人による支援活動

○復旧・復興支援活動等を実施する公益法人
（平成24年2月17日現在）

- ・公益法人 : 352法人
- ・一般法人 : 101法人
- ・特例民法法人 : 1,551法人

活動	内容
救援物資の提供	・ヘリコプターやトラックによる物資の搬送 ・避難所の臭気対策のための消・脱臭剤の提供 ・動物用医薬品の提供 ・育児用の粉ミルクの提供
専門家の派遣	・医師や看護師の派遣 ・社会福祉施設等への介護職員への派遣 ・ガス工事の作業員の派遣
情報発信	・津波の痕跡調査の結果の公表 ・放射線被ばくに関する情報の公開
資金の援助	・弔慰金や見舞金の配布 ・被災地の学生に対する資金援助
その他	・移動式海水淡水化システムを活用した水の供給 ・チャリティー寄席やチャリティー人形劇の開催 ・歴代オリンピック選手による街頭募金活動や復興支援チャリティーマッチの開催

主な審査事例

法人名	受付	答申	処分
【公益認定申請】			
（一財）東日本大震災復興支援財団	6/15	7/8	7/11
（一社）東日本大震災雇用・教育・健康支援機構	9/8	10/7	10/14
（一財）みちのく未来基金	10/27	11/18	12/1
【変更認定】			
（公財）ヤマト福祉財団	4/14	4/22	4/26
（公財）東日本大震災復興支援財団	7/22	8/5	8/8
（公財）高木俊介パン科学技術振興財団	7/22	8/5	8/15
（公財）東日本大震災復興支援財団	10/26	11/4	11/9
【変更認可】			
（一財）工業所有権協力センター	6/24	7/1	7/6
（一財）石油開発情報センター	6/29	7/1	7/5
（一財）工業所有権電子情報化センター	7/1	7/8	7/13
（一社）日本繊維倶楽部	7/4	7/8	7/14

～公益財団法人みちのく未来基金（内閣府認定）～

みちのく未来基金とは

東日本大震災によりご両親もしくはいずれかの親御さんを亡くされた遺児を対象に、大学もしくは各種専修学校へ進学を希望する場合に入学金及び授業料を卒業まで給付する事業（返済不要）を行うことを目的に2011年10月14日に設立された法人です。（同年12月1日に公益法人としての認定）

設立経緯・・・阪神大震災の教訓を胸に

復興は、経済復興、地域コミュニティ復興、そして被災者の心の復興と、あらゆる努力が求められることは言うまでもありませんが、真に復興の礎となるのは、これから育つ次世代の若者たちであると私たちは考えています。彼らが東北の地において、夢や希望を捨てずに育つことこそが復興の土台となり、未来を創ってくれと信じています。先に起こった阪神大震災での、建物や道路が再建されようとも、その地に住む者がいなくなり、新しく育つ者がいなくなれば、それは地域の復興とは程遠いものになるという事例を目の当たりにし、今回の震災においては同様のことを繰り返させてはならないと感じました。阪神大震災では、遺児達は、その経済的な側面から、夢や希望を早期に諦めたり、故郷を離れるといった傾向が顕著でした。



スタッフ一同

今回の震災でも、多くの子供達のご両親、もしくはいずれかの親を亡くされましたが、彼らに安心して夢を追い続けてもらうこと、これこそが復興には欠かせないキーワードであると考え、基金の設立に至りました。今回の活動では、特に支援の少ない大学や専門学校への進学に焦点を当て、将来復興を支える人材の育成に寄与する事を目標としています。

初年度給付申請者は100人超・・・直接顔が見える活動を心がけています

法人設立の準備と並行して、夏場より被災地域における遺児の状況を把握する為に、被災地域の高校を1校1校直接訪問し、基金の案内と子供達の状況把握に努めました。できるだけ直接対話を重視し、実際に学校に赴き、子供本人、保護者、先生方とコミュニケーションをとることで、安心してこの基金を利用して頂けるよう心がけました。その結果、初年度の奨学金申請者は100名を超える結果となりました。

	合計	(男・女)	国立 大学	私立 大学	専門 学校
岩手県	36	(17・18)	19	8	9
宮城県	58	(20・38)	13	21	24
福島県	6	(3・3)	2	1	3
合計	100	(40・60)	34	30	36

日本人全体で支えあう、善意のプラットフォームになりたい

本基金の活動は皆様からのご寄附によって支えられています。設立には本基金の主旨に賛同頂いた、カゴメ、カルビー、ロート製菓という3社にご協力頂き、今後も継続して支援を申し出てくださっています。

（P 4 へ続きます）

日本人全体で支えあう、善意のプラットフォーム になりたい（続き）

しかし、本基金は3社だけの基金ではありません。この国難と呼べる未曾有の震災からの復興を日本全体で支えあう意識を社会全体で持ち続けていくためのプラットフォームにしたいという思いを持っています。現在までに、法人、個人合わせて500件近くの方々に既にご寄附を申し出ております。それぞれが無理のない範囲でのご寄附であり、そういったお気持ちを広く糾合していくことで復興を支える大きな力に変えていきたいと考えていますので、今後も広く、長く共に支援して頂ける仲間を募集していきます。

公益法人の活動紹介⑥

～公益社団法人東日本大震災雇用・教育 ・健康支援機構（内閣府認定）～

被災地から

東日本大震災の支援の為に設立されたはじめての公益社団法人として、その責務の大きさを強く感じながらも、被災地支援のむずかしさを思わずにはおれません。

弊機構の包括的支援は、市街地被害が極めて大きく、ほとんどの学校が壊滅した岩手県大槌町に図書館と食堂や情報発信の場を兼ねたコミュニティーハウスを仮設の学校横の町営地に8月に建設することを目指してスタートしました。これは教育委員会から要請を受けての事業でした。しかし、町との調整がなかなか進展しない中、コミュニティー機能を充実させ、町民に寒さに備え暖をとってもらえるよう役場近くにつくることが要望として出され、急遽方針変換となりました。また、大槌町の児童が大幅に減少し、図書館スペースは仮校舎内で賄える等、刻々と変わる事態に合わせた変更でもありました。が、今度は、土地の確保が進まず、電気・水道・下水道などの調査をすすめ、廃墟の中での建設地探しは続きました。

本事業は、多くの関係者が関わる事業であり、思うように進まなく、町民の為に「少しでも早く」という弊機構の思いも被災地の複雑な環境の中では空回りに終わってしまうのではないかと感じることもありました。

みちのく未来基金にご興味を持たれた方

本基金の活動内容に関するご質問や、ご寄附のお申し出、ご相談等は下記窓口にて受付しております。



※代表理事 長沼孝義

（公益財団法人みちのく未来基金事務局）

電話 022-777-8157 FAX 022-777-8153

HP <http://michinoku-mirai.org/>

結局、町と確認しながら進めるという方針から弊機構がある程度主体的に進めるというスタンスに移行し、12月中旬土地を手当てし、1月に建築確認やライフラインの調整を進めました。



建設予定地

大槌町は市街地が壊滅し、食堂やリラックスできるような場がほとんどありません。200～300円の原価で美味しい食事をとったり、高齢者の方々が仮設住宅から足を運んで、語らいをもってもらえるような場をつくろうというのが、コミュニティーハウスの設立目的です。現在、鎌倉の有名カレー店のメニューをいくつか材料を直接配送し、現地で調理する準備を進めています。

また、コミュニティーハウスの館長として弊機構から現地に責任者を派遣し、直接被災者の方の要望や不満を拾い上げ、本部と日々連携することで迅速な支援に繋がっていきたいと考えております。

（P5へ続きます）

被災地から（続き）

ところで、大槌町の教育委員会から来年度（平成24年度）の小中学校の修学旅行資金が家族からの拠出は全く見込めないの、支援をお願いしたいとの要請を受けております。他の市町村でも同様の要望があることも調査をして判明しました。弊機構では、今後、この支援を広く呼び掛けて参ります。どうぞ読者の皆様のご協力をお願い申し上げます。

現在、コミュニティーハウスの建設については3月初旬完成を目指して進めておりますが、今後も弊機構としてリポートをして参りながら被災地支援の在り方について読者の方の意見を頂戴できれば幸いです。

公益社団法人

東日本大震災雇用・教育・健康支援機構

理事長 田中 潤

〒231-0015

横浜市中区尾上町1-4-1 STビル10F

TEL:045-228-8523 FAX:045-228-8475



寄附募集のポスター

活動を紹介したい公益法人を募集しています！

内閣府では、リニューアルした「公益認定等委員会だより」で活動を紹介したい公益法人を公募しています。下記応募手続き等を確認の上、是非ご応募ください！！

（応募手続き）

公益法人information (https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/) の内閣府からの重要なお知らせにある応募フォーム (<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>) から、法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上ご応募ください。

（留意事項）

- ・特例民法法人、一般法人は対象ではありません。
- ・掲載記事については、原則対象法人に作成いただき、公益認定等委員会事務局と調整の上、確定することとなります。なお、作成いただく記事の分量は1ページ程度となります。
- ・ご紹介する法人は毎月2法人程度を予定しており、ご希望に沿えないことがあります。
- ・大臣、公益認定等委員会の委員や事務局職員が法人活動の現場訪問をさせていただく可能性があります。

（本件問合せ先）

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

TEL: 03-5403-9528、9533、9524 e-mail: koueki-info@cao.go.jp

特例民法法人の平成24年4月1日付けの移行の登記の取り扱いについて

特例民法法人の平成24年4月1日付けの移行の登記の取り扱いについては、法人の管轄商業登記所を開庁して登記の申請を受け付けることとなりました。

なお、具体的な手続等の詳細については、対象となる法人に別途お知らせします。

東日本大震災復興関連寄附税制について

東日本大震災からの復興・復旧に向けて各地で公益法人・特例民法法人が活動されているところですが、個人や法人からの寄附が貴重な原資となっています。

東日本大震災からの復興・復旧のために、公益法人等が募集する寄附金で寄附者が税の優遇を受けられる寄附金は、財務大臣から指定されており、①被災者支援活動を自ら行う公益法人が募集する寄附金、②東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の現状回復に要する費用に充てるための寄附金が対象となっています。

◎税制優遇の内容

・個人からの寄附の場合

(寄附金額(※)－2千円)の額が所得控除額となります。



寄附金額－2千円

※所得金額の80%が限度

(※)・所得金額の80%相当額が限度となります。(通常の場合は40%)

・「寄附金額」には、国・地方公共団体、他の特定公益増進法人等への寄附金額を含みます。

(税額控除の対象となっている公益法人への寄附の場合は、税額控除との選択制となります。)

・法人からの寄附の場合

寄附金全額が損金算入されます。

①被災者支援活動を自ら行う公益法人が募集する寄附金

公益社団・財団法人が東日本大震災の被災者に対する救援又は生活再建のための支援活動を自ら行っている場合、その活動に特に必要となる費用に充てるため、法人が募集する寄附金で一定の要件を満たすものについては、所管行政庁(内閣総理大臣又は都道府県知事)の確認を受けると、指定寄附金として、税制優遇の対象となります。

○対象法人:公益社団・財団法人のうち、東日本大震災の被災者支援活動を自ら行う法人

○募集対象となる費用

対象法人が行う東日本大震災の被災者支援活動に特に必要となる費用のうち次の費用を除いたもの(※)

・相当(実費相当額以上)の対価(助成金を含む。)を得て行う活動に要する費用

・役員報酬及び従来より経常的に発生している従業員の給与など

(※)専門的な知識・技能を有する者(医師、看護師、介護福祉士、ホームヘルパー、土木技術者、いわゆるボランティア・コーディネーターなど)に対して支払う委託料・臨時雇いのアルバイト等の日当等は対象。

○主な要件

・被災者支援活動を自ら行うために特に必要となる費用であること

・広く一般に募集を行うこと

・専用口座での残金管理や指定正味財産としての区分等、受け入れる寄附金を適切に管理すること 等



②東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の現状回復に要する費用に充てるための寄附金

東日本大震災により被害を受けた公益的な施設等の復旧ために、公益法人が募集する寄附金で、一定の要件を満たすものについては、所管行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）又は特例民法法人の主務官庁の確認を受けると、指定寄附金として、税制優遇の対象となります。

○対象法人

公益社団・財団法人、特例民法法人

○対象施設

建物（その付属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地その他の固定資産（以下「建物等」といいます。）のうち次の要件を満たすものが対象となります。

①対象法人がその目的とする事業の用に供していた建物等（収益事業以外の用に専ら供していたものに限ります。）

②東日本大震災により建物等が滅失又は損壊をし、補修なしには建物等として本来の機能を果たさない、ないしその利用の継続が困難であること

○募集対象費用

東日本大震災により滅失し又は損壊した建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして適切に算定される事業費の範囲内の額とし、当該公益法人等の自己資金（保険金や移転前の土地の譲渡代金などを含みます。）、借入金及び補助金によって賄えない部分とします。



☆申請のための詳しい手続きについては、内閣府HPの東日本大震災関連情報 (https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/east-japan-eg.html) をご参照いただき、申請に当たっては、事前に財務省・内閣府等にご相談ください。

税制優遇制度を皆様の震災復興・復旧活動に役立てていただきますようご検討ください。

忘れずに確定申告を行ってください。

公益社団・財団法人などの特定公益増進法人及び税額控除の対象の証明を受けた公益社団・財団法人などへの寄附を行った方は確定申告を行うことにより、既に納めた所得税の還付を受けることができます。

寄附を受けられた法人は、寄附者の皆様に周知を行うとともに、確定申告時に必要となる書類の交付をお願いいたします。

確定申告の詳しい内容については、お近くの税務署にお尋ねください。

○確定申告時の必要書類

- ・領収書
- ・特定公益増進法人の証明書の写し（特例民法法人で特定公益増進法人の場合）
- ・税額控除の対象の証明書の写し（税額控除の対象法人の場合）

申請サポートに関する情報

内閣府では、以下のような各種の法人サポートを用意しています。

申請を検討されている法人におかれましては、これらもご活用いただき、早期の申請をお願いいたします。（いずれも無料でご利用いただけます。）

詳しい内容や予約方法等については、「公益法人information」をご覧ください。

なお、法人サポートの活用に当たっては、「公益認定等委員会だより（その7）」において詳しくご紹介しておりますので、そちらをご参照ください。

① 基礎的研修会の開催（要事前申込）

月に1～2回程度、これから移行認定・移行認可等の申請検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が資料を用いて移行申請のポイント（事業・財務面、機関設計面）を解説する基礎的研修会を開催しています。（1回1時間半程度）

申込み方法等については、随時「公益法人information」でお知らせしておりますのでご覧ください。

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231 （メール）hiromi.obata@cao.go.jp

② 業態別説明会への講師派遣（要事前申込）

法人等が開催する研修会等に当事務局職員を講師として積極的に派遣しています。業態別によりある課題に焦点を絞るなど、より個別事情に合わせた説明が可能です。

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。（謝金は不要です。）

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231

③ 窓口相談（要事前申込）

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約については、毎月月末から下旬にかけて、「公益法人information」で募集を行っています。なお、4月の窓口相談については、3月8日（木）まで募集しておりますので、相談を希望される法人におかれましては是非お申込みください。（応募多数の場合は抽選とさせていただきます。）

（相談内容） ・移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・定款の変更の案の内容等に関するもの

④ 電話相談

専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

（相談専用ダイヤル）03-5403-9669

（時間）平日10時～16時45分

⑤ 民間の専門家を活用した相談会（要事前申込）

月に1～2回程度、内閣府が委嘱する民間の専門家（弁護士、公認会計士等）を相談員とした相談会を開催しています（1法人につき1時間程度）。

本年度は地方での開催も拡充しております。

申込み方法等については、随時「公益法人information」でお知らせしておりますのでご覧ください。

なお、次回の合同相談会（3月14日（水）に東京で開催）については、3月5日（月）まで参加申込を受け付けております。相談を希望される法人におかれましては是非お申込みください。（応募多数の場合はご参加いただけない場合があります。）